

## 令和5年村上市議会第4回定例会会議録（第1号）

### ○議事日程 第1号

令和5年12月5日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第 8号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出について
- 第 5 報第 15号 専決処分の報告について  
報第 16号 専決処分の報告について
- 第 6 議第114号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第6号）
- 第 7 議第115号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について  
議第116号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について  
議第117号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定について  
議第118号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第119号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第120号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第121号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議第122号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第123号 村上市空家等の適正管理に関する条例及び村上市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例制定について  
議第124号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について  
議第125号 村上市旧ごみ処理場解体工事の工事請負契約の締結について  
議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 9 議第129号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議第130号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について  
 議第131号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について  
 議第132号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について  
 議第133号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について  
 議第134号 8t級除雪ローダ購入契約の締結について  
 議第135号 小形除雪車購入契約の締結について  
 議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
 第10 議第137号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第7号）  
 第11 議第138号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）  
 議第139号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）  
 議第140号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
 議第141号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 議第142号 令和5年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
 議第143号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）  
 議第144号 令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）  
 議第145号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件  
 議事日程に同じ

○出席議員（19名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
20番	大滝国吉君	21番	山田勉君
22番	三田敏秋君		

○欠席議員（1名）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋	邦芳	君
副市長	忠	聡	君
教育長	遠藤	友春	君
政策監	須賀	光利	君
総務課長	東海林	豊	君
財政課長	長谷部	俊一	君
企画戦略課長	大滝	敏文	君
税務課長	永田	満	君
市民課長	小川	一幸	君
環境課長	阿部	正昭	君
保健医療課長	押切	和美	君
介護高齢課長	大滝	きくみ	君
福祉課長	太田	秀哉	君
こども課長	山田	昌実	君
農林水産課長	小川	良和	君
地域経済振興課長	富樫	充	君
観光課長	田中	章穂	君
建設課長	須貝	民雄	君
都市計画課長	大西	敏	君
上下水道課長補佐	林	奈美	君
会計管理者	菅原	明	君
農業委員会事務局長	高橋	雄大	君
選管・監査事務局長	木村	俊彦	君
消防長	田中	一栄	君
学校教育課長	小川	智也	君
生涯学習課長	平山	祐子	君
荒川支所長	平田	智枝子	君

神林支所長	瀬	賀	豪	君	
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	大	滝	寿	君	

---

○事務局職員出席者

事務局長	内	山	治	夫
事務局次長	鈴	木		涉
書記	中	山		航

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。欠席の者1名で、佐藤重陽君からは、当面の間、入院加療のため欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから令和5年第4回定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、4番、高田晃君、21番、山田勉君を指名いたします。ご了承をお願いします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る11月28日、議会運営委員会を開き、ご協議をいただいた結果、今定例会の会期はお手元に配付の会期及び日程案のとおり、本日から18日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月22日までの18日間と決定をいたしました。

---

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、令和4年8月3日からの大雨による災害の関連についてご報告いたします。小岩内集落の全区域36世帯127人に発令をいたしておりました避難指示が10月1日に解除され、2か月が経過をいたしました。仮設住宅には33世帯98人の方が入居されていたわけですが、現在までに29世帯が小岩内集落へ戻られ、1世帯は市内へ転居、残り3世帯につきましては引き続き仮設住宅で生活され、新しい住居などの準備が整った後、転居される予定となっております。

小岩内集落の皆様については、避難指示解除後、全戸訪問による聞き取りを行ったところですが、雨が降ると不安な気持ちになるといった方がおられるものの、徐々に落ち着きを取り戻し

てきている様子であったと報告を受けているところでもあります。引き続き、見守り支援センターを中心としながら、生活面や健康面などのサポート体制を継続していくことといたしております。

また、災害復旧工事の状況であります。11月末現在の進捗率は、道路・河川等の公共土木施設で77.8%、上下水道施設では、水道施設で55%、下水道施設で65%、農地・農業用施設では88.8%、林業施設では86.6%となっております。

先月、11月22日には、新潟大学災害・復興科学研究所のご協力をいただきながら、災害の被害箇所について現地確認を行いました。これから降雪期に向かうに当たり、安全対策に万全を期したところでもあります。

また、12月24日には、大雨災害からの復興応援事業として、吉田正記念オーケストラによる「元気が出る！ムードオーケストラコンサート」が村上市民ふれあいセンターで開催されます。市民の皆様が一丸となり、災害からの復興の機運を盛り上げる機会としてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、熊出没への対応についてご報告いたします。県では、10月26日にクマ出没特別警報を発表し、11月30日までとしていたクマ出没警戒強化期間を、明けて1月31日まで延長して注意を呼びかけております。市内でも平年を大幅に超える目撃情報や痕跡情報が報告されており、その都度、防災メールなどにより注意喚起を行ってきたところでもあります。市では、小・中学校スクールバスの範囲拡大や冬季運行の前倒しを行ったほか、市街地での目撃情報も多数確認されていることから、消防団による警戒パトロールを実施。市職員によるパトロールについては、今なお継続して実施しているところでもあります。市内では幸い人身事故の報告はありませんが、市民の皆様におかれましては、引き続き注意されるようお願いをいたします。

次に、物価高騰に係る支援策についてご報告いたします。国では、令和5年度補正予算第1号を編成し、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、物価高に苦しむ生活者・事業者への支援策を決定いたしました。これを受け、市では、国の臨時交付金を活用した2つの支援策を実施してまいります。1つ目は、物価高により日常生活に困窮する低所得者への支援として、住民税非課税世帯を対象とした1世帯当たり7万円を支給するものであります。2つ目は、農業者への支援であります。物価の高騰に加え、今年の夏の異常高温や少雨の影響による農作物の品質低下、収穫量の減少などにより、農業者を取り巻く環境は大変厳しくなっております。市では、農業経営の安定化が図られるよう、肥料価格や燃料価格の高騰対策の追加支援を行うことといたしました。稲作農業者については、耕作面積10アール当たり、主食用米で3,500円、非主食用米で3,000円を追加し、前回の支援と合わせていずれも10アール当たり4,000円を支給することといたしました。また、畑作農業者については、10アール当たり1,500円を追加し、2,000円を支給するものであります。これらの支援策につきましては、本日補正予算を提出をさせていただいたところでもあります。

次に、新型コロナウイルスなどの感染症の状況についてご報告いたします。新潟県感染症情報に

よると、新型コロナウイルス感染症については、10月以降、村上保健所管内での定点当たりの報告者数は、週3人以下で推移しており、県全体でも落ち着いた状況が続いています。

他方、インフルエンザにつきましては、10月下旬以降、感染者数が増加しており、11月13日から19日までの集計では、定点当たりの報告者数が33人、20日から26日までの集計では29人と、国の示す警報基準である定点当たり30人前後となっております。小・中学校においても学年閉鎖や学級閉鎖が発生しており、保育園からも多数の感染情報が報告されております。

新型コロナウイルスワクチン、インフルエンザワクチンともに、医療機関によっては年内の接種が可能でありますので、基本的な感染対策を行っていただくとともに、重症化予防のためにワクチン接種をご検討くださるようお願いいたします。

次に、今冬の降雪期に向けての対応についてご報告いたします。11月1日、国・県、本市及び関川村と除雪事業者による村上圏域合同除雪出動式を村上道路ステーションにおいて実施し、今季の除雪体制をスタートさせたところであります。これから迎える雪のシーズンを前に、道路交通の確保に向けて連携の確認をさせていただいたところでもあります。また、出動式には、将来当圏域の担い手となる児童の皆さんにもご参加をいただきました。当日は小川小学校の4年生の皆さんに参加していただき、通学路の除雪や、市民の皆様の仕事や生活を守るため、昼夜を問わず24時間体制で道路除雪に従事する除雪オペレーターの活動内容を見学していただきながら、事業者の皆様を激励していただきました。昨年の12月は、大雪による倒木で道路の通行止めや停電が多数発生し、14集落が一時孤立状態となり、災害救助法の適用を受けるに至りました。気象庁の3か月予報では、今年の冬は暖冬傾向とのことではありますが、一時的な寒気の流れ込みで大雪になる可能性があるとのことですので、気を引き締め、万全の体制で対応してまいります。

次に、11月18日、19日に村上市スケートパークにおいて開催されました村上ドローンレース2023についてご報告いたします。本大会は、DWS ドローンスクール新潟村上が主催した大会で、スケートボード以外の競技では、スケートパークを利用して行われる初めての大会となりました。18日はドローン体験会と初心者クラスのレースが行われ、19日には県外を含む19人の選手による上級者クラスのレースが行われ、激戦が繰り広げられました。大会期間中は、あいにくの悪天候にもかかわらず多くの方にご来場いただき、御覧いただくことができたわけではありますが、スケートパークの新たな活用方法として注目される大会となりました。

次に、他の機関との協定締結について2件ご報告いたします。1件目は、9月26日に締結をいたしました新潟プロレスを運営する株式会社シー・エス・シーホライズン事業部との包括連携に関する協定についてであります。本協定は、地域の活性化や情報発信等に寄与することを目的とするもので、これまでも市内での植樹活動や県北豪雨でのボランティア活動などで本市にご貢献をいただいている団体でありますので、今後もイベントなどに参加していただくことで、市内外へ向け、本市の魅力を発信していただくことを期待しているところであります。

2件目は、11月29日に締結をいたしました合同会社DMM. comとの村上市における持続可能な地域づくりに関する協定についてであります。本協定は、本市におけるゼロカーボンシティの実現を中心に、幅広く連携協定していただきながら、SDGsの掲げる持続可能な地域づくりを目指すことを目的としているところでありまして、まずはキックオフとして電気自動車の充電スタンド設置事業にご協力いただけるほか、今後多くの脱炭素に向けた取組で連携できるものと期待をいたしているところであります。

次に、令和5年第3回定例会でご報告申し上げた後の各報告事項につきましては、配付資料のとおりとなっております。火災の発生状況につきましては、建物火災が2件、車両・その他火災が2件で、合計4件であります。

寄附の申出につきましては、配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和5年8月から10月の間に1万1,820件、2億306万1,500円の申込みを受けることができました。また、企業版ふるさと納税につきましては、株式会社ラヴォックス様より1,500万円のご寄附をいただきました。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 今ほど市長のほうからいろいろと話ありましたけれども、災害復旧について、特に小岩内地区の29世帯が集落のほう、1世帯市内に入る人があって、残りの3世帯がまだ仮設住宅にいるということで、その一番悩ましい話なのですけれども、3世帯について、いろいろな考え方あるかと思えますけれども、各家庭の事情もあり、特に高齢者が今後住宅再建というような難しい問題も抱えておりますので、例えば、高齢者でありますので、施設とか、あるいはいろいろな対策の方法あるかと思うのですけれども、そういった事情を考慮してもらって、できるだけ施設に入るなら優先的な考え方を持ってやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 日頃からそういうふうな形で対応させていただくことにしておりまして、そのように指示も出しております。聞くところによりますと、それぞれ3世帯の皆様方、順次これからの方向性が明らかになっているというふうな報告いただいておりますので、また議員ご指摘の部分についてはこれからもしっかり配慮していきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） もう一点は、倒木による、昨年度、非常に停電が長かった。今年の春先、私もその辺で東北電力さんと会ったのですけれども、割ときめ細かに各家庭のほうに回ったりして伐採をお願いしているような状況を見ましたので、お聞きしたいのは、電力さんと連携した今どのよ



うな状況になっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 昨年の倒木、電柱も倒れたわけでありますけれども、あの被害を受けて、直後からでありますけれども、電力事業者、電気事業者、それぞれの皆さんに私のほうから直接お願いを申し上げました。それを受けて各事業者の皆さんも、夏の時期というのですか、冬期間に入る前から順次観察をしていただいているというような状況でありまして、そのことについて私のほうから担当課含めてしっかりと指示を出しておりますので、準備万端整えているというふうに理解をしております。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 6番、河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 防災関係についてでございます。暮れも迫る中、全国各地で火災も多くなってきております。9月24日現在、市消防本部などの調査により、消防用のノズルが相次ぎ盗難、47個が不明というような報告も聞かれておりました。それにおいてのその後どのような状況であったかということ報告していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（田中一栄君） 筒先の管槍の盗難についてでございますが、全部で61本、山北地区のほうで盗難になってございます。それ犯人というのは捕まってはおりませんが、再配備は全て終わっております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 今後、盗難対策として何か管理する上での検討というようなことは考えておられますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（田中一栄君） 現在も検討中でございますが、いつ起こるか分からない火災に対しまして鍵をかけるわけにもいきませんし、消防小屋と同じように今後盗難に遭わないような対策を検討している最中でございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 市民の安全・安心の活動をこれからもよろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） ほかに。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第8号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第8号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

9番、稲葉久美子さん。

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番（稲葉久美子君） 皆さん、おはようございます。請願第8号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出について補足説明させていただきます。

私たちは、日常生活の中で、予期せず犯罪に巻き込まれることがあります。犯罪の被害に遭うこともあれば、身に覚えのない罪で犯罪者として扱われ、処罰されてしまうこともあります。私たちが安心して生活するには、罪を犯した人が適正に処罰されるだけでは足りず、万が一にも、無実の人が断罪され、いわれのない刑罰を強いられること、冤罪があってはなりません。冤罪は、個人の自由や尊厳、生命などの基本的人権を奪う不正義が法律の名の下に行われることになり、法律によって社会や人々を守っていくことへの信頼を著しく損なうこととなります。また、誤った人が処罰されることは、取りも直さず真犯人が罪を逃れるという二重の過ちを意味するからです。

再審とは、冤罪から無実の人を救済するための最後の手段として、確定した裁判をもう一度やり直す制度です。逆に、無罪が確定した人を再び裁判にかけて罪を問うこと（不利益再審）は、憲法39条によって禁止されています。そのことは、再審は無辜（無実の人）を救済する手段としてのみ認められていることを示しています。しかし、裁判のやり方を定めた法律には、この大切な再審について僅か19か条しか書かれておらず、どのような場合、どのような手続を経て再審が行われるのか、ルールがないに等しい実情があります。そのため、担当した裁判官次第で裁判手続に不合理な格差が生じたり、再審を求める人が持つべき権利がはっきりしないなど、たくさん問題が生じています。このため、再審に関する刑事訴訟法の規定を充実させ、必要な手続や権利の保障を確かなものにすることが求められています。再審のルールづくりのために、再審のための全ての証拠の開示をすること、検察官の不服申立てを禁止すること、再審における手続の整備などを求めて国に請願するものです。今議会において審議され、意見書提出をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第8号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

---

日程第5 報第15号 専決処分の報告について

報第16号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、報第15号及び報第16号の2議案は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第15号及び報第16号につきまして、一括してご報告を申し上げます。

初めに、報第15号は50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしたものであります。令和5年8月9日、村上信用金庫荒川支店駐車場において、職員が運転する公用車が駐車場で後進したところ、駐車するために一時停車していた相手方車両に衝突したものであります。本件は、公用車を運転する職員の安全確認が不十分であったために発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕費として36万503円を賠償するものであります。なお、本件につきましては示談が成立したことから、このたびご報告するものであります。

次に、報第16号は新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について専決処分をいたしたものであります。令和6年3月31日限りで寺泊老人ホーム組合が解散し、新潟県市町村総合事務組合を脱退することにより変更を行うものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

---

日程第6 議第114号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第6号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第114号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第114号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和5年度村上市一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億9,670万円を追加し、予算の規模を381億3,120万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第15款国庫支出金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,670万円を追加計上したほか、今回国の補正予算により新たに交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5億6,000万円を追加しようとするものであります。

歳出におきまして、第3款民生費に、住民税非課税世帯を対象として1世帯当たり7万円を支給する経費として、電力・ガス・食料品等価格高騰支援経費4億1,000万円を追加したほか、第6款農林水産業費に、肥料高騰対策支援として、稲作農業者については、耕作面積10アール当たり、主食用米で3,500円、非主食用米で3,000円を、また畑作農業者については、10アール当たり1,500円をそれぞれ支援するものであり、この事業に係る経費として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費1億8,670万円を追加しようとするものであります。先ほどの諸般の報告で申し上げたわけですが、このたびの支援により、稲作事業者には、これまでの支援と併せて10アール当たり4,000円の支援となりますし、畑作事業者には10アール当たり2,000円の支援を行おうというものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） おはようございます。お疲れさまでございます。お聞かせいただきたいと思っております。

私の理解では、新型コロナウイルス感染症対応の交付金が、5類になったことによって、それが一応終了して、今回の国の補正で物価高騰対応重点支援の交付金にそれが切り替わったというふうに考えている、そういう理解をしているのですけれども、物価高騰の交付金なのですけれども、今回は低所得者対策と農業者対策でそれを使っているわけなのですけれども、国から割り当てられた枠というか、旧交付額というか、まだ残金があるのかなと思うのですけれども、その残金の有無と、残金というか、これから使える額と、使えるとすればですけれども、使える額と、使えるかどうか、それと額がこのぐらい使えるということが分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） 交付金のほうにつきましては、今回交付分から名称のほうは変更になっておりますが、同じく交付金という枠でお話をさせていただきます。今回補正の6号、それから7号で予算化しております。予算化されていない金額としましては約2,000万円ということで、ほぼほぼ予算化しております。ただ、この後執行状況を見まして、例えば執行残が見込まれる項目がございました場合につきましては、そちらのほうを整理して、また再度予算計上、予算の組替え、

そういったことは考えられます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） すみません。7号のほうこれからなのですけれども、そうすると残が2,000万円ということで、今回の物価高騰の交付金については、国の資料によれば、生活者支援、それから事業者支援、かなり幅広く使えるような中身になっているかと思えます。市内の状況としても、低所得者、住民税非課税ですけれども、では住民税非課税の方からちょっと上回ったところの方の生活はどうなのかとか、あとは飲食店のあれはどうなのか、その辺まだ、本当に現在物価高騰で苦しんでいる市民の方を幅広く漏れなく支援をしているようなスキームになっているのかなというのがちょっと、その辺が不安なのですが、全体その辺はしっかり把握した上で、漏れなく支援というのは大丈夫だということによろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 市民の皆さんは生活そのものもそうでありまして、事業者の皆さんは事業経営もそうでありまして、いろんな形でこれまで3年超、この間非常に悩ましい時間を過ごしてきたわけでありまして。この間に、市としては各産業界の皆さんと常にレスポンスよく協議ができる体制をつくってまいりました。1つ例を申し上げますと、事業者の皆さんとラインでつながったりして、その時々状況を即座に収集できるような環境づくりもできています。そんな中で、商工会議所、商工会の皆さんとも連携をしながら今の現状、このD Iを常に確認をさせていただいています。その結果として、今般提供させていただきましたプレミアム商品券、あれは消費者の生活支援側にシフトするというので、これまでずっと地元事業者ということでやってきたのですけれども、大型店舗も使えるようにしました。非常に好評をいただいております。生活そのものに直接支援が届くような格好でよかったという意見も私も直接いただいております。本来であれば事業者支援側という、平時のときにはそういう形でいいのしょうけれども、こういう有事の場合にはそういった形で機動力を生かした体制をつくらなければならない。そのためには情報収集が非常に重要であります。したがって、その辺のところの整備もしっかりやってきたという過程においては、私は今、現状として幅広く生活支援、事業支援を行えているのではないかなというふうに承知をいたしております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） それでは、財政課長のほうから2,000万円ぐらいまだ予算の残はあるということだったと思えますけれども、では現時点で、今回議会に提出されている議案以外に、具体的に追加で議案を出すというようなことは当面考えていらっしゃらないということによろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 日々変化する状況、これにデリケートな部分も含めて慎重に対応していかなければならない、アンテナをしっかりと張っていかなければならない、これは当たり前の話でありまして、現段階で今最優先する事業について、補正予算で提案をさせていただいております。今後状況が変化すれば、またその都度対応していくということになります。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） おはようございます。それでは、1点だけお聞かせ願いたいと思います。

6款なのですけれども、支援経費として今般、稲作、また畑作農家に対しての支援が計上されて、非常に農家にとってはありがたい限りだなというふうに思っていますけれども、今回支援するに当たって、稲作、畑作の支援経費がかなり大きく違っているなど。4,000円に対して、畑作は2,000円というのの設計根拠というか、課のほうで検討した内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 今回の積算に当たりましては、令和5年度と令和3年度、ウクライナ等々の情勢で高騰が始まる令和3年度を比較させていただきました。今回、水稻につきましては、肥料費と農薬費、あと光熱費というふうなことの3項目で積算させていただきました。その差が8,000円ちょっとありましたので、その2分の1という形で4,000円の金額を設定させていただきました。畑作につきましては、それぞれ品目ごとにいろんな肥料ですとか農薬の部分が大きく違ってきますものですから、畑作の対象品目として一番大きい大豆の部分で比較させていただきました。そちらの差が4,000円弱という積算でうちのほうは出しましたので、その半分ということで2,000円というふうな金額にさせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 私もちっと農業のほうかじっているのですけれども、肥料にしても、これ前に副市長にもお話ししたことあるかもしれないけれども、稲作よりは畑作のほうがかかっているって私は認識しているのです。そんな中で今回こういうような制度になったのですけれども、実際私なんかでも買っている肥料なんかは30%から50%、昨年度に比べると値上がりしていると。今回、少ないながらありがたいなというふうには思っているのだけれども、あともう一点、農業関係でいうと、畜産関係が今回例外というか、入っていないのだけれども、その辺に対しての課のほうのお考え、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 畜産につきましては、稲作、畑作同様、7月の補正予算でも組まさせていただきます。既に畜産農家の皆様には交付させていただいております。その際、検討するに当たりましては、畜産農家、特に酪農の乳牛のほうのコストがかかっているという部分で、稲作、畑作については、最初の7月の補正では昨年度よりも減額した形での対応をさせていただきました。

が、畜産農家については昨年よりも、特に酪農については支援を厚くしたような形で正直対応させていただいておりましたので、今回の支援というところでは見送らせていただいたところでございます。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） いきさつは分かりましたけれども、そうすると畜産関係の方に関しては7月で手を打ったから、今回は除外したよという格好だというふうに受け止めたのだけれども、いかんせん、私が思うには、やはり畑作、稲作の農家の方、畑作も稲作もやっている方かなり多いかと思うのだけれども、大規模にやっている人にはすごく私は有利に感じるし、中小零細の農家の方に関しては、あんまり効果が現れないのではないかなというふうに思うのだけれども、その辺もし副市長のほうで見解あればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 今ほど尾形議員がおっしゃいますように、経営の実態がいろいろ幅広にございます。そういったことからすると、経営の大きい方にとっては、受け取る額もさることながら、やはり減収幅も大変大きいということが言えるかなというふうに思います。一方で、小規模の方も当然減収はあるわけでありましてけれども、経営に対する、あるいは生活全体に対する経営から見た所得を見た場合に、どれだけの影響があるかというふうな考え方をすれば、大型経営に比べるとその影響は少ないのかなというふうな感じも受け止めてございます。ただしかし、議員おっしゃいますように、特に畑作物については、面積当たりが小さくても、高収益作物というふうな観点からすれば、売上額あるいは収入所得においてもやっぱり一定のものがあるというふうに思いますので、今後検討する際には、なおそこをより深く見ながら、実態に即した形で支援できるような、そんな心構えにはしていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○12番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は、去る11月28日開催の議会運営委員会でご協議をいただいたとおり、委員会付託を省略し、討論の後、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第114号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第114号は原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第7 議第115号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について  
議第116号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について  
議第117号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定について  
議第118号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第119号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第120号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第121号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第115号から議第121号までの7議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第115号から議第121号までの7議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第115号は村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、これまで地方公営企業法の一部適用としていた下水道事業につきまして、令和6年4月1日から全部適用することに伴い、地方自治法第158条第1項の規定に基づく市長の権限に属する事務を分掌する組織から上下水道課を削除するものであります。また、令和6年4月1日に予定している組織の一部見直しにより、現在市民課で所掌している消費者行政に関する事務について、福祉課の所掌事務に変更するものであります。

次に、議第116号は村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、防災行政無線の更新に伴い、現在神林・朝日・山北地域で使用されている告知端末機が令和6年4月から順次防災タブレットに入れ替えられることから、告知端末機で行政情報等を提供する通



信サービスを廃止するため、使用料の額のほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議第117号は村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴い、水道事業と下水道事業を併せて公営企業とするとともに、市長事務部局と公営企業の事務部局における職員定数を調整するものであり、市長事務部局の定数を530人から515人に、公営企業の事務部局の定数を30人から45人にしようとするものであります。

次に、議第118号は村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。市議会議員の報酬につきましては、11月1日に開催されました特別職報酬等審議会からの答申に基づき、令和6年4月1日からの報酬月額を引き上げるものであります。改正後の報酬月額は、議長で37万6,900円、副議長で30万9,700円、議員で28万6,600円となります。また、期末手当につきましては、8月7日の人事院勧告及び10月18日の新潟県人事委員会勧告において、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため引き上げる必要があるとの勧告がされていることを踏まえつつ、県の改定内容に倣い、支給月額を引き上げるものであります。改正後の支給月数は、現行の年間支給月数から0.1月引き上げ、令和5年12月期の期末手当については1.65月から1.75月に、令和6年度以降については、6月期及び12月期それぞれ1.7月にするものであります。

次に、議第119号は村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましても、市議会議員と同様の理由により、市長、副市長、教育長の給料月額及び期末手当の支給月数を引き上げるものであります。改正後の給料月額は、市長で81万2,400円、副市長で62万3,500円、教育長で55万3,500円となります。また、改正後の期末手当支給月数は、現行の年間支給月数から0.1月引き上げ、令和5年12月期の期末手当については1.65月から1.75月に、令和6年度以降については、6月期及び12月期それぞれ1.7月にするものであります。

次に、議第120号は村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましても、新潟県人事委員会の勧告に準拠し、職員の給与を改定するものであります。改正の内容につきましては、給料では、若年層が在職する号給に重点を置いた上で全年齢層の引上げ改定を行うもので、平均改定率は、行政職でプラス1.15%であります。勤勉手当については、現行の年間支給月数から0.1月引き上げ、令和5年12月期については0.975月から1.075月に、令和6年度以降については、6月期及び12月期それぞれ1.025月にするものであります。定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当につきましても、現行の年間支給月数から0.05月引き上げ、令和5年12月期については0.475月から0.525月に、令和6年度以降については、6月期及び12月期それぞれ0.5月にするものであります。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、手当の名称を変更するほか、所要の改正を行うものであります。

最後に、議第121号は村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましても、新潟県人事委員会の勧告に準拠してなされる

職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給与を改定するものであります。改正の内容につきまして、給料月額では、職員全体の均衡を図る観点から、行政職給料表の改定に準じて引上げ改定を行うとともに、新たに勤勉手当を支給するもので、それに伴い期末手当の支給月数を調整するものであります。期末手当及び勤勉手当の支給月数は、期末手当で6月期及び12月期それぞれ0.675月、勤勉手当でそれぞれ0.5月として令和6年度から適用するものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それでは、私のほうから議第116号の村上市情報通信施設条例の一部改正の件ですが、これはたしか7月議会に防災無線の関係でこれからタブレットにするというような格好で、今回告知端末機を廃止してタブレットにするというような条例改正になっていますけれども、私どもも特に7月議会にも反対した経緯があるのですけれども、一応決まったことですので、その件については強く言えないところなのですけれども、また新旧対照表の7ページを見ると、放送サービスに新たに400円。今までは通信と電話と放送サービスを両方使っているわけなのですけれども、特にこれ付託が総務文教常任委員会ですので、荒川・村上地区の人はそういったこと詳しく分からないと思うので、私ここで質問させていただくわけなのですけれども、要するに通信サービスというのは電話機具を使う格好になっております。今の端末機なのですけれども、その放送が要するに3地区、私どもの神林地区は電波が割と良好なので、一部電波の悪いところは別ですけれども、400円で今までやってきたわけですが、朝日・山北地区は電波が非常に悪いところなので、各家庭に見れば分かるのですけれども、テレビもアンテナがなくケーブル線で直接入っているのですけれども、新潟県でも能生のほうなんかもそうなっておりますけれども、そういったところは今でも710円を取っておったわけなのですけれども、それが今回は放送サービスだけが400円ということ。この400円というのは、要するに今私が言った電波の悪いところの分が400円負担かかるということなのです。ですから、私どものような電波いいのところは無料になるわけです。負担かからないわけです。そういったことを加味していきますと、今の財政難であり、特に大変な時代でありますのに、何か不都合なところがあるのです。それで、前回はタブレットに多額の、10億円の中の半分近い金額がかかるということで、無駄なのではないかなと、そんな話もたくさん出てしまうのです。

○議長（三田敏秋君） 簡潔明瞭に。

○17番（木村貞雄君） はい。それは、この問題は付託されるわけですけれども、私その辺は市長に聞いたほうがいいのか、誰に聞いたほうがいいのか分かりませんが、どんな考え方でそういった400円というのを決めたのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 今議員おっしゃった件でございますけれども、今現在は確かに告知端

末機で防災情報、それからテレビ難視聴のところにはテレビも一緒にとということで、その部分でお金をいただいております。今度防災タブレットに告知端末機から替わるわけでございます。今、村上、荒川には戸別受信機がついております。そちらのほうには防災情報を流しておりますし、特に料金徴収というのはしてございません。テレビ放送については、今現在、村上の一部でも難視聴の地域、テレビ放送だけ受けているところ、既にもう400円という設定がされておりますので、今度そちらのほうに統一をするということでございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 近い将来になりますけれども、私どももその点で電気会社さんから日本の大手メーカーさんも交えながら勉強会したのですけれども、要するにタブレットも五、六年しかもたないということで、近い将来スマートフォンにするという計画になっておりますよね、村上市は。ですから、何かこれ無駄なのではないかなという、物すごくそういうことを考えているわけです。その関連でお聞きしますけれども、荒川地区と村上地区が将来的にスマートフォンになった場合に、全世帯がなるような形なのですから、その時期というのはいつ頃に考えているのですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 今まだいつの時期で全部切替えということは決めてございません。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 最後になりますけれども、こういった金額の多い、しかも重要な案件がいろいろ出るわけですから、何か最近当初予算に出てこないで補正で思いつきのように入ってくるわけですから、私は行政のこういう考え方というものは、重要な案件やら金額の多いものは、やはり慎重に考えて煮詰めた上で、当初予算に出してくるべきだと思いますけれども、総務課長、その点どのように考えているのですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 状況の変化に応じてその都度補正予算で対応しなければならないものが発生するのは当たり前の話でありまして、当初予算で企画をして12か月で動くものもあります。でも、今すぐ足元で対応しなければならないものも出てきます。ですから、そういうふうな形の中で今回の告知端末の入替え、これまでも十分議論をしていただいたというふうに私自身は理解しておりますが、今ある現行のシステムでは更新ができない。新しくできない。そのために、これからの先を見据える形でやっつけよう。確かにタブレットの寿命がどのくらいかという議論はありますけれども、では今ある告知端末が機能しなくなって、防災行政の無線、防災情報を提供できなくなってもいいのか、これは絶対できないわけです。ですから、そのために事業として更新をするということとを丁寧に説明をさせていただいたというふうに理解しております。決して都度思いつきでやるなんていうことはあり得ません。行政事務でありますから、しっかりと綿密に企画をし、状況を把握をし、下調べをし、その効果の検証をしながら私は議会のほうにご提案を申し上げます。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 2番、菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） お尋ねします。

今ほどの116号の関係なのですが、今までは告知端末のサービスと放送サービス両方で710円でありました。それが放送サービスだけになるから400円だと、そういう条例改正案かなというふうに思いますが、ただその告知端末の代わりにタブレットを交付される方にとっては同じ状態が続くのかなというふうに思います。1個7万円の告知端末、そして維持管理費もかかると思うのです。それ相応の負担があっても、今までどおり例えばタブレットをもらった人は710円とか、それだったら何か平等なのかなというふうに思います。今後は、それがみんな切替えになれば、スマートフォンでみんなその情報入ってくるというふうに聞いておりますので、スマートフォンを持っている方についてはタブレットは要らないわけですので、そうすると要らない、お年寄りで、そういう方についてはもちろんそれでいい、タブレットを配布していいのかなというふうに思いますけれども、そういう意味でタブレットをもらう、もらうというか交付される方全員、では無料でいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） これまでのサービスとやっぱり変わりますので、私どもは今回テレビ放送の分ということで料金は設定させていただいたということでございます。またあと、議員おっしゃるとおり、アプリが入ればそれでも受信できるという体制になりますので、配布を希望する方々には配布をするということでございます。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） 先ほども申しましたが、スマートフォンを持っている人は防災情報がみんな入ってくるということで、告知端末は要らなくなるということだと思っております。そういうことであれば、スマートフォンを持っていない人だけにタブレットを配布するとか、そういう仕組みだと非常に理解できるのですけれども、そういうことはできないでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 最終的にはそういう形で、切替えの契約の議案のときもご説明をさせていただきましたが、将来的にはそういう形で切り替えていこうということは私どもも十分想定してございます。ただ、まだ今過渡期ということもございまして、議員からお話があった高齢者ということで、全てがスマートフォンを持っているわけでもございませんので、その中で選択をしていただくということで、私どもはそういう形で今、希望を取った上で配布するというふうに考えてございます。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） やはり告知端末を使用しなくなる、その時点が鍵だと思うのですけれども、

その時点ではもう既にスマートフォンで行政情報は入ってくる段階になっているわけですから、そうすればその時点でスマートフォンを持って、なおかつタブレットを持つということは、そういう必要なくなるわけですから、今のうちにそういうふうには、あくまでもスマートフォンを持っていない人だけにタブレットを配布するような仕組みにしたほうが私はいいいのでないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 同じ答弁になってしまうのですけれども、私ども、今皆さんがスマートフォンを持っていても、全てがまだ十分に使いこなせるという方ばかりでございませんので、今は過渡期ということで、使える方については、希望されなければもちろん配布いたしませんけれども、希望される方については、今過渡期ということもございますので、希望者には配布するという事で予定をさせていただきます。

○2番（菅井晋一君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかに。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第115号から議第121号までの7議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

午前11時15分まで休憩といたします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- 
- 日程第8 議第122号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第123号 村上市空家等の適正管理に関する条例及び村上市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例制定について  
議第124号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について  
議第125号 村上市旧ごみ処理場解体工事の工事請負契約の締結について  
議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第122号から議第128号までの7議案を一括して議題といたします。

す。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第122号から議第128号までの7議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第122号は村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が本年9月15日に施行されたことに伴い、同基準を準用する条項を改正するものであります。

次に、議第123号は村上市空家等の適正管理に関する条例及び村上市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が本年6月に公布され、12月13日に施行されることに伴い、管理不全な状態の空き家等への助言または指導、勧告の措置が法律に規定されることから、同じ内容を規定する条項を削除するほか、引用条項のずれを改正するものであります。

次に、議第124号は村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、マイナンバーカードに搭載されている署名用電子証明書を用いることにより、本年10月から開始した電子申請サービスにおいて印鑑登録証明書の交付申請が可能となるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議第125号は村上市旧ごみ処理場解体工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会のご議決を求めるものであります。本工事は、平成27年に稼働を停止しました檜原地内の旧ごみ処理場の解体工事であり、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及びまゆの里等の附帯施設を解体するものであります。入札に当たりましては、令和5年10月17日に市内事業者の特定共同企業体による一般競争入札を執行し、同日、福田・加藤・横井特定共同企業体と8億6,625万円で仮契約を締結をしたものであります。

最後に、議第126号から議第128号までの3議案は、いずれも令和6年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について議会のご議決をお願いするものであります。議第126号では、上海府デイサービスセンターを、公募によらず、現在の指定管理者であるささえあいコミュニティ生活協同組合新潟に、議第127号では、村上市老人福祉センターを公募により、新たな指定管理者である株式会社ヴァーテックスに、議第128号では、あらかわ保育園を公募により、現在の指定管理者である社会福祉法人颯和会にそれぞれ指定しようとするものであり、指定期間はいずれも令和11年3月までの5年間であります。なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、

併せてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） それでは、1点お聞きします。

議第125号、旧ごみ処理場の工事請負の契約締結についてなのですが、この工事請負契約の締結については反対するものではありません。ただ、1点、8億6,000万円以上のお金を投じて3年に及ぶ工事期間を終えた後、跡地利用に関して課のほうで今現在考えていることがあればお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（阿部正昭君） 現在のところ、考えてございません。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） あれだけの敷地面積があるところが更地になるので、ぜひ有効な政策を考えていただきたいなど。ごみ処理施設あるので、そこから出る温熱、今電気を起こしていますけれども、その熱利用というのもまだ私は検討する材料はあると思うので、考えていただきたいというふうに思いますし、あと1点、役割を終えた施設を解体するのは、市長以前から言っている、スクラップ・アンド・ビルドということでありまして、ビルドのほうはできているわけでありまして。そんな中で、今、村上市で役割を終えた施設が各所に点在しております。区長会要望でもいろんな施設の解体、有効利用が行政のほうにも出されていると思うのですが、その辺、市長のお考え、今後の方針についてお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今のご指摘のとおり、旧ごみ処理場の解体後の跡地利用、これ当然視野に入っていて、現状、課長のほうからは現時点での方針定まっておられませんという話でしたが、実はもう既に、公共施設等のマネジメントを今やっていますけれども、これ令和3年からスタートさせています。今9%まで進捗したのですが、基本的には公共の用地を普通財産に戻してそれを活用してもらおうと、売れるものは売ってしまおうというふうなところのものも含めて、またうちのほうで、目的は達成したのだけれども、新たな目的が発生したものは利活用していきましょう、引き続き使わなければならないのは改築をして建て替えていきましょう、リノベーションも含めてやっていきましょうということで、議会の皆さんもご承知のとおり、公共施設、学校施設等を中心にしていろんな様々な今活用のされ方がされています。先ほど諸般の報告で申し上げましたドローン大会のライセンスの教習所も実は旧平林小学校の体育館とプールを活用して地元の事業者さんにやっていただいています。ですから、いろんな方策を展開していこうということで、既にそのガイドラインは各課に提示をしています。それに基づいて、現在、各課所管の公共施設については全て、どう

いうふうな形にしていくのかということのをこれ毎年毎年ローリングさせていただいておりますので、できれば民間事業者の皆さん、また投資先として選択をしていただける事業者さんへのアプローチも含めて、いろんな形で公共施設、公共の用に供した施設、また土地、そういうものを普通財産として利活用を再度していただけるような環境づくりをしていきたいというふうに思っております。1点だけ。土地利用計画があるわけでありますので、これは市の都市計画にのっとなって、連携をし、協力してもらいたいということは常々事業者さんから提案いただいたときに申し上げております。今後持続できるまちづくり、土地利用構想を含めてしっかりと今回総合計画にもうたいましたので、それを進めていく、それが私の今の考え方であります。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） ぜひ、今市長おっしゃった考え、私も賛同できますし、トップセールスを重ねていただいて、民間事業者の方により多くこの村上市に来ていただけるように頑張っていたきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） よろしくお願ひいたします。私、指定管理に係る議第126号、127号、128号に共通する課題ということでお聞かせいただきたいと思ひます。

この3つの議案とも、指定管理を受ける団体は新潟市の団体で、いわゆる市外の法人、団体ということになっております。内容を見ても、デイサービスセンターであったり、老人福祉施設の管理運営であったり、保育園の運営管理であったり、もちろん専門的な要素はありますが、私の考え方からいへば、村上市の市民、法人、会社、企業の力で準備期間をしっかりと取れば管理運営できない事業ではないというふうに考えております。なので、基本的な市長のお考えをまず確認したいのですが、地域活性化、それから循環型経済、それとやはり人材確保・育成、企業・法人の育成、そういった住民福祉の向上という観点からして、極めて専門的、市内の業者、法人で対応できないものは別として、基本的にやはり市内の事業者でこういったものは運営すべきだというふうに私は基本的に考えておりますけれども、その辺、市長のお考えはいかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでも法制度改正後、管理委託契約ができなくなった公共の施設については指定管理という選択、直営か指定管理という選択になって、それ以後、もう常々この議論については、私もそう思っ、しています。今回も提案している内容、これ以外のものも全部、これまでの過去の事案もそうなのですが、地元でできないのか、地元の受皿はないのか、ピンポイントでいうふうな形で確認もさせてもらっています。手を挙げてくれないかということですね。それでもやっぱりそこにタッチできないというふうな状況があります。ですから、地元事業者でできれば一番いいです。それは、常々申しておりますとおり、地域内で資金が還流する仕組み、サブ



ライチェーンができれば、これは絶対村上市にとってのGDPが大きくなっていくだけなので、いいのですけれども、地元の事業者さんにそういうふうな形でこれまでも数次にわたってアプローチをさせていただいておりますが、なかなかいいご返答をいただけないというのが実態であります。もし議員のほうからそういう形でご紹介をいただけるのであれば、ご紹介をいただければなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 事業者の育成にやっぱり私は時間がかかると思います。統合保育園の関係で私も地元の社会福祉法人、幾つか話をしました。やる気がありますか、ありませんかという話ではなくて、やはりこの指定管理、これから5年間はこの業者で決まるわけですので、私、業者そのものもいいとか悪いとかは全く言っていない。選定委員会で決まった業者ですので、これはしっかりした運営管理やっていたらいいものだというふうには考えていますけれども、これから5年あるわけですから、なかなかいろんなちゅうちょや、いろんな心配、不安があつて踏み出せない法人であったり、事業者であったり、この5年間をかけてやっぱり育てていくと、そういう私は計画、観点が必要なのだというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 統合保育園につきましては、令和9年度春の開園を目指していますので、時間がまだあるといえはあつたという状況にはあります。これまでもいろんな形でそういう事例がいっぱいあつたわけであり、その都度そういう対応をさせていただいてきたというふうに認識をしています。我々も中小企業を含めて地元事業者の育成ということは行政の大きな命題でありますので、そのことには取り組むことにいささかの問題もないというふうに思っておりますので、そういったところをまた引き続き同様な形でアプローチをさせていただきたいというふうに思っております。できるかできないかという短絡的なアプローチでなくて、この間に準備ができますかというような、そういう手法は1つ取り入れることは可能なだろうというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 個々の事例になかなか踏み込めないですが、例えばあかまつ荘の指定管理できる業者さんを育てるために、介護高齢課がその業者育成のために動くのか、それとも地域経済振興課とか企画戦略課なのか。私は、やっぱり計画を立てて、今指定管理で市外に出しているものについてはなるべく市内の法人事業者でやれるように、5年間かけてきちんとできるものを育てて次の更新のときには手を挙げてもらおうと。やはり計画に基づいて、それから担当課、担当者をきちんと決めて、丁寧に時間をかけて取り組む必要が私はあると思いますけれども、その辺、今までのご答弁でいいといえはいいのですけれども、再度。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員もご承知のとおり、今この業界はこれだけというふうな時代ではありま

せん。いろんな業界がいろんな産業にリンクしながら、いろんな形で効果的な物事を進めていくというような状況になっています。本市におきましても、そういった意味で各産業を縦横に横連携できるような仕掛けづくりをつくっていかうということを基本的な考え方に、全ての施策に取り組んでいるというふうに私認識をしておりますので、これはこの課だ、これはこの課だということではなくて、トータルでその辺のところを横連携がしっかり取れるような形で今それぞれの個別の事案も進めておりますので、そんなところは、時間をかけられるところにつきましてはそういった工程の中で落とし込みができるように進めていきたいというふうに思っています。

○1番（上村正朗君） 具体的な成果が上がるように、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 4番、高田晃君。

○4番（高田 晃君） 議第127号、あかまつ荘の指定管理についてちょっと1点だけ参考に教えていただきたいのですが、今回株式会社ヴァーテックスという、新しく選定されたということなのですが、今までの指定管理業者が応募しなかったということなのですが、この会社はほかの自治体でも実績があると。日帰り入浴とか、あるいは温浴施設の運営実績があるということなのですが、参考に、どの自治体でどんな実績があるのかちょっと教えていただければ。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） あかまつ荘につきましては、私どものほうで介護予防教室とかを展開しているわけなのですが、例えば新潟市の秋葉区で、新津健康センターというところでは介護予防教室をやったり、健診をやったり、健康増進を図る取組をやっております。また、同じように佐渡市のほうでも温泉施設を使った介護予防事業というのを展開しておりまして、プレゼンのほうで話を聞かせていただいたのですが、今後もその介護予防事業、健康増進の取組を進めていきたいということのプレゼンがありました。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 健康予防事業のあれでなくて、どんな自治体でどんな経営しているのかということをちょっと聞きたかったのですが、それはいいとしても、選定委員会のほうでは今回新たな団体が指定管理を受けるといったことなのですが、今まで職員の方、ずっと長らく勤めていた方いますが、これらの雇用についてはどんなお話があったものですか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） 新しく選定された事業所の方に今後の雇用についてはお願いすることになっておりまして、また引き続き今いる方を雇用するかというところはまだはっきりとはしておりません。しかし、仕様書のところには地域の方々を雇用してほしいというような文言が書かれておりますので、まだはっきりとは決まっておりますが、事業所の方もそういうことを考えて職員の採用は行うと思います。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 分かりました。

最後に、ちょっとこれは要望なのですが、選定される業者のいわゆる提案書を見ると、今までにはこういうことが書いていなかったかなと思うのですが、この老人福祉センターという名称は名称のとおり、このあかまつ荘については老人を中心とした健康増進施設、福祉施設ということだったのですが、近年何か子どもさんも、子どもさんだけの利用はないのですけれども、親子の利用とか、この前行ったときもそういったのが見受けられました。ここの提案の中にも子どもから高齢者まで様々な年代の方のニーズに応じて事業を展開するというふうに書いてありますが、大いにこのあかまつ荘をそういった年代の方に使ってほしいという意味では、もうそろっとこの名称もちょっと変えたほうがいいのかなと。老人福祉センターでなくて、村上市福祉センターとか、いろんな意味で誰でもイメージして、老人ってついているともうなかなか使うことができないのかなというふうなイメージになりますので、その辺ご検討していただければと思います。

終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第122号から議第128号までの7議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

---

日程第9 議第129号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例制定について

議第130号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について

議第131号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について

議第132号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について

議第133号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について

議第134号 8t級除雪ローダ購入契約の締結について

議第135号 小形除雪車購入契約の締結について

議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第129号から議第136号までの8議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第129号から議第136号までの8議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第129号は村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、これまで地方公営企業法の一部適用としていた下水道事業につきまして、令和6年4月1日から全部適用することに伴い、条例の題名を「村上市公営企業の設置等に関する条例」に改めるほか、下水道事業の規定を追加するものであります。また、附則において村上市下水道事業の設置等に関する条例を廃止するほか、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議第130号から議第135号までの6議案につきましては、除雪機械の購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会のご議決を求めるものであります。除雪機械につきましては、契約から納入までに長期間を要する状況であることから、債務負担行為に基づき契約を締結するものであります。既存車両のリース期間満了に伴い購入するものであり、入札に当たりましては、令和5年10月26日に通常型指名競争入札を執行し、それぞれ落札者と仮契約を締結をいたしております。

議第130号につきましては、11トン級除雪ドーザ1台の購入であり、コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニーと1,930万6,400円で仮契約を締結したものであります。

議第131号につきましては、11トン級除雪ドーザ1台の購入であり、日本キャタピラー合同会社下越営業所と1,952万4,630円で仮契約を締結したものであります。

議第132号につきましては、8トン級除雪ドーザ3台の購入であり、日本キャタピラー合同会社下越営業所と4,652万8,890円で仮契約を締結をいたしたものであります。

議第133号につきましては、8トン級除雪ドーザ3台の購入であり、合資会社坂町重機工業と4,208万2,200円で仮契約を締結したものであります。

議第134号につきましては、8トン級除雪ローダ2台の購入であり、日立建機日本株式会社新潟営業所と2,441万9,260円で仮契約を締結したものであります。

議第135号につきましては、小形除雪車1台の購入であり、株式会社日の出自動車と2,457万8,800円で仮契約を締結したものであります。

次に、議第136号は、令和6年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」に係る指定管理者の指定につきまして、公募によらず、現在の指定管理者であるさんぽく体験交流企業組合を引き続き指定しようとするものであり、指定期間は令和8年3月までの2年間であります。なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しいたしましたので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

4番、高田晃君。

○4番（高田 晃君） すみません、これもちょっと指定管理の関係ですが、山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」のところですか。今回、去年この指定管理を与えられているさんぼく体験交流企業組合、この経営状態というのですか、が思わしくないということで、指定管理期間を1年で、また今回延長ということで、残りの2年間指定管理するというふうな形になっているのですが、この中で、選定委員会の意見としても、あるいは市の意見としても「抜本的な経営改善には至っていないものの」というふうな記載があります。これを見る限り、下のほうにはいろいろ改善された経緯が書いてありますが、この辺についてちょっと心配しているところがあるのですが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 現在、さんぼく体験交流企業組合のほうで経営改善しっかり取り組もうということでやられています。これについて、劇的に完全にこれが健全化するというのは1年間ではなかなか大変だったようであります。ようでありますというか、私もその状況を確認させていただいて、本当に非常に真剣に取り組んでいただきました。そのことを踏まえてこういうふうな選定委員会にご提案を申し上げたところ、選定委員のほうでご判断をいただいたという経緯が実はあります。加えて、実は皆さんとこれからちょうど今、日沿道の進捗が43%を超えようとしています。この間、勝木エリア、府屋エリアを中心にして、村上市の総合計画で位置づけております北部の拠点づくりというふうな中で、どういうふうな形でこの八幡をプロットしていこうかという、こういった事業スケジュールの工程の関係と指定管理の関係、これを今並行しながらやらせていただいている関係から、今2年間ということにさせていただいた側面もあります。ですから、市といたしましても総合的なことを勘案しながら今後対応していくということで、比較的経営状況につきましては改善側で動いていただいているというふうに理解をしております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 別件があつて、実はここの施設、昨日ちょっと見てきました。非常にしばらくぶりに行ったのですけれども、外見はちょっとやっぱり塩害等で劣化が激しいですが、中に入ってみて、客室も会議室も、あるいは食堂なんかも非常に使い勝手のいい便利な施設だなと。もう一つは、経営の関係の話がここに出ていたので、いわゆる利用者数、そしてそれに伴う使用料の額、当然コロナ禍で50%減とか70%減とかということになっていて、大変だったなという期間があったのですが、私何を言いたいかという、経営改善は当然されてきたのですし、今もしているのですが、そもそも経営的にちょっと改善が必要だというのは、コロナ禍のいわゆる利用者の減、あるいは収入の減、これによって当然経営状況が悪化してきますので、こういうことではないのかなというふうに思うのですが、その辺は去年の話ですので、ちょっとあれですが、どうだったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） コロナ禍の中で事業継続支援のスキームで国のほうからの支援をいただいておりますので、それでまず雇用も継続をさせていただいた、事業運営も進めてきたということがあります。ただ、今5類に移行した段階で100%戻ってきていないというのがあります。ただ、あそこには今現在、高速道路の工事をやっておりますので、13室宿泊施設ありますけれども、そのところが常に埋まっているような状況。これ高速道路の事業者だけでないですけども、そんなところもありますので、これからその部分も含めて。先ほど私申し上げましたとおり、それは一過性のものであります。できてしまえばまた業態が変わっていく、客体が変わっていくということになりますので、あのエリア全体としてああいう宿泊棟を伴う施設が必要かどうかという議論も今真剣に進めさせていただいております。議員ご指摘のとおり、非常に体験交流型の施設で、いい施設でありますので、あの機能を何らかの形で、他の施設あるわけでありまして。それとリンクをさせる、また合体をさせる、分離をさせたままもっとネットワークをしていくと、いろんな手法があると思いますので、その辺のところを今後含めて検討していきたいということでもあります。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 市長おっしゃるとおり、非常に便利な、市内にああいう合宿やったり、研修やったり、交流をするという宿泊研修施設というのがあんまりないものですから、非常に貴重な施設だなと。山北南中学校の校舎を平成何年ですか、10年代ですか、山北町時代に改修して、当時画期的な学校の廃校利用だったということで始めましたが、コロナ禍前の平成30年あるいは令和元年、この頃だと1万6,000人ぐらいの利用者があると。使用料も1,300万円ぐらいの、かなりの使用料等も上げていますので、今ちょうど公共施設マネジメントプログラム、これの検討事項にも入っていますので、その辺慎重にご検討いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかに。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第129号から議第136号までの8議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

---

日程第10 議第137号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第7号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第137号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第137号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和5年度村上市一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億8,650万円を追加し、予算の規模を389億1,770万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、除排雪委託料、障がい福祉関係サービス費、神林有機資源リサイクルセンターの指定管理者の指定取消しに伴う経費、電気料等の高騰による指定管理料を計上したほか、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整を行うものであります。

歳入におきましては、第11款地方交付税で普通交付税1億8,984万7,000円を、第14款使用料及び手数料で神林有機資源リサイクルセンター使用料70万円を、第15款国庫支出金では障害児通所サービス費負担金などで9,346万6,000円を、第16款県支出金では、障害者自立支援給付費負担金などで5,441万6,000円を、第18款寄附金で企業版ふるさと納税寄附金1,300万円をそれぞれ追加いたしました。第19款繰入金では財政調整基金繰入金2億円を減額し、第20款繰越金では前年度繰越金6億6,352万1,000円を、第21款諸収入では堆肥等販売収入などで1,295万円をそれぞれ追加し、第22款市債では臨時財政対策債の減などにより4,140万円を減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款議会費で議員報酬などにより532万円を減額し、第2款総務費では本庁舎管理経費などで631万2,000円を、第3款民生費では障害者自立支援経費などで2億447万9,000円を、第4款衛生費では簡易水道事業会計繰出金などで3,966万9,000円を、第5款労働費で勤労者総合福祉センター運営経費96万2,000円を、第6款農林水産業費では有機センター経費などで3,739万2,000円をそれぞれ追加をいたしました。第7款商工費では、職員人件費の調整などで316万2,000円を減額し、第8款土木費では除雪対策経費などで4億8,510万1,000円を、第9款消防費では職員人件費の調整で242万6,000円を、第10款教育費では村上市スケートパーク経費などで1,173万6,000円を、第13款諸支出金で地方創生応援基金積立金689万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、債務負担行為の補正は村上市老人福祉センター指定管理料ほか5件の追加を、第3条、地方債の補正は道路橋りょう債などの限度額を変更しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第137号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算決算常任委員会に付託をいたします。

- 
- 日程第 1 1 議第 1 3 8 号 令和 5 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議第 1 3 9 号 令和 5 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 1 号）  
議第 1 4 0 号 令和 5 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
議第 1 4 1 号 令和 5 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
議第 1 4 2 号 令和 5 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
議第 1 4 3 号 令和 5 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 2 号）  
議第 1 4 4 号 令和 5 年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）  
議第 1 4 5 号 令和 5 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第138号から議第145号までの 8 議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第138号から議第145号までの 8 議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第138号は令和 5 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ220万円を追加し、予算の規模を 3 億9,620万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入において、第 4 款繰越金で前年度繰越金54万1,000円を、第 5 款諸収入で消費税還付金165万9,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第 1 款総務費で、朝日地区及び神林地区の施設維持管理経費などで222万8,000円を追加しようとするものであります。

次に、議第139号は令和 5 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ80万円を追加し、予算の規模を 1 億6,730万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入において、第 3 款繰入金で一般会計繰入金31万1,000円を減額し、第 4 款繰越金では前年度繰越金96万1,000円を、第 5 款諸収入で地域活性化推進事業負担金15万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第 1 款総務費で、蒲萄スキー場運営経費80万円を追加しようとするものであります。

次に、議第140号は令和 5 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 億6,880万円を追加し、予算の規模を57億7,580万円にしよう



とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第5款県支出金で保険給付費等交付金普通交付金分2億5,910万円を追加し、第7款繰入金で一般会計繰入金27万6,000円を減額し、第8款繰越金では、その他繰越金2億997万6,000円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整などにより448万7,000円を減額し、第2款保険給付費では一般被保険者療養給付費などで2億5,910万円を、第4款保健事業費で保健事業経費5万3,000円を、第5款基金積立金で財政調整基金積立金2億615万9,000円を、第7款諸支出金では保険給付費等交付金償還金などで791万6,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第141号は令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ40万円を減額し、予算の規模を8億1,380万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金49万7,000円を減額し、第4款繰越金で前年度繰越金9万7,000円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整により22万3,000円を追加し、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で72万円を減額しようとするものであります。

次に、議第142号は令和5年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ260万円を減額し、予算の規模を87億3,280万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第1款保険料で特別徴収保険料現年度分45万6,000円を、第4款国庫支出金では地域支援事業交付金などで56万7,000円を、第5款支払基金交付金で地域支援事業支援交付金67万8,000円を、第6款県支出金で地域支援事業交付金25万9,000円をそれぞれ追加し、第8款繰入金では事務費等繰入金などで456万円を減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整などで479万9,000円を減額し、第2款保険給付費では過不足が生じる見込みの給付費等について予算額の組替えを行いました。第3款地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業経費などで221万9,000円を、第6款諸支出金では国庫支出金等返還金1万2,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第143号は令和5年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では、他会計負担金として浄水施設の維持管理費に係る簡易水道事業会計から負担金を775万円追加し、一般会計からの繰入金である他会計補助金を42万円減額し、総額を11億5,571万4,000円にしようとするものであります。支出では、営業費用で職員人件費の調整により170万5,000円を減額し、総額を11億4,119万7,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきまして、支出では、職員人件費の調整により25万9,000円を追加し、総

額を8億7,489万円にしようとするものであります。なお、収支不足額4億9,341万1,000円は、損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

次に、議第144号は令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では、一般会計からの繰入金である他会計補助金を837万7,000円追加し、総額を3億5,710万6,000円にしようとするものであります。支出では、営業費用で、浄水施設の維持管理費用の不足分などで837万7,000円を追加し、総額を3億5,710万6,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきまして、収入では、工事補償金として1,355万円を追加し、総額を1億9,360万7,000円に、支出では、建設改良費における配水管改良費等の不足分などで532万2,000円を追加し、総額を3億4,089万6,000円にしようとするものであります。なお、収支不足額1億4,728万9,000円は、損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

最後に、議第145号は令和5年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では、一般会計からの繰入金である他会計補助金を127万2,000円減額し、総額を39億396万円にしようとするものであります。支出では、営業費用で職員人件費の調整などにより127万2,000円を減額し、総額を39億396万円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきまして、収入では、一般会計からの繰入金である出資金を194万6,000円追加し、総額31億5,317万3,000円に、支出では、職員人件費の調整により194万6,000円を追加し、総額を47億4,819万4,000円にしようとするものであります。なお、収支不足額15億9,502万1,000円は、損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 12時過ぎているようですけれども、すみません、1点だけ。

議第140号、国民健康保険特別会計補正予算、12ページの歳出で財政調整基金の積立てということ  
で2億615万9,000円、基金に積み立てるわけですけれども、これで基金残高と、あとは被保険者1  
人……積み立てて基金の残高は幾らになるのか。

それと、被保険……

○議長（三田敏秋君） 一問一答。

○1番（上村正朗君） 基金残高が幾らになるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） 令和4年度末現在で約4億円ほどありますので、今回2億円繰り入  
れることで約6億円となります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 被保険者1人当たりの基金額となると幾らになりますか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） 被保険者数が今約1万2,000というか、1万2,000切っていますので、1万2,000で計算しますと、1人当たり5万円ということになります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 来年度の国保税はこれからいろいろ審議だと思いますけれども、1人当たり5万円ほど基金あるわけですので、高い国保税の引下げも検討すべきかなと思うのですけれども、その辺はいかがでございましょうか。現時点での考え方をお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） 現時点におきましては、今後、短期雇用の方たちがどんどん社会保険加入が加速されていくということが予定されておりますことと、75歳になると後期高齢者に移行していくことや、人口減などで被保険者数の減少が見込まれています。その分減ればいいのですけれども、1人当たり医療費がどうしても県平均より高いこと、あと高額医療ということで、がん治療とか、やはり高額な医療も受けられる方も多いことなどから、保険料が今後も増加することが見込まれますので、今後保険料の増加を見ながら、もし増加するようなことであれば、この基金を充てて増加しないように対応していくようなことを今の段階では考えております。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第138号から議第145号までの8議案については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、7日は本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午後 0時06分 散 会